

国自旅第147号の2  
令和3年7月30日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の  
一部改正について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。